

大個審答申第 141 号  
令和 3 年 4 月 27 日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市個人情報保護審議会  
会長 金井 美智子

## 答申書

大阪市個人情報保護条例（平成 7 年大阪市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 45 条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から別表項番 1 から項番 3 までの（い）欄に記載の諮問がありました件について、一括して次のとおり答申いたします。

### 第 1 審議会の結論

実施機関が行った別表項番 1 から項番 3 までの（け）欄に記載の決定（以下、項番順に「本件決定 1」、「本件決定 2」及び「本件決定 3」といい、あわせて「本件各決定」という。）は、妥当である。

### 第 2 審査請求に至る経過

#### 1 訂正請求

審査請求人は、別表項番 1 から項番 3 までの（う）欄に記載の年月日に、実施機関に対し、別表項番 1 から項番 3 までの（え）欄から（か）欄に記載の旨の訂正請求（以下、項番 1 及び項番 2 に記載の請求を「本件請求 1」、項番 3 に記載の請求を「本件請求 2」といい、あわせて「本件各請求」という。）を行った。

#### 2 本件決定

実施機関は、本件各請求について、本件各請求に係る保有個人情報の訂正を行わない理由を別表項番 1 から項番 3 までの（こ）欄に記載のとおり付して、条例第 32 条第 2 項に基づき、本件各決定を行った。

#### 3 審査請求

審査請求人は、別表項番 1 から項番 3 までの（さ）欄に記載の年月日に、本件各決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条第 1 号に基づき審査請求（以下、項番順に「本件審査請求 1」、「本件審査請求 2」及び「本件審査請求 3」といい、あわせて「本件各審査請求」という。）を行った。

### 第 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

#### 1 本件審査請求 1 及び本件審査請求 2 の趣旨及び理由について

(1) 本件審査請求1及び本件審査請求2の趣旨

北区と福祉局が合同で作成した「公文書公開及び保有個人情報開示実施における説明について」には、「既に説明は尽くしている。」「これ以上ご説明を差し上げることはありません。」とあるが、これは虚偽の理由により、説明を拒否したもので民主主義を否定した職権濫用であるため、改善を求めて、平成30年11月19日訂正請求を行ったものである。

これに対する訂正不承認が通知されるが、その理由は「本件請求者が…公開請求に係る評価・判断を記載したものであり…」とあり、争点である「既に説明は尽くしている」としたことについて、まったく触れていない。

したがって、訂正請求に対して、訂正不承認としたこと及びその理由について不服があるため、審査請求する。

(2) 本件審査請求1及び本件審査請求2の理由

北区・福祉局が「既に説明は尽くしている」としているが、平成30年5月15日大阪市長に提出した市民の声にある核心の疑問・質問についてこれまでまったく回答していない。

平成30年1月30日付け大北福第1043号及び同請求に対する他区による公開文書の案件において、私の診断書内容と同様であるが、私に対する大阪市説明と矛盾する障害等級認定を行っている。

私が大阪市に求めている説明はこの矛盾についての説明である。大阪市がこの矛盾についての説明をまったく行わず「既に説明は尽くしている」としていることが明白である。

2 本件審査請求3の趣旨及び理由について

(1) 本件審査請求3の趣旨

訂正不承認を取消し、訂正承認することを求める。

(2) 本件審査請求3の理由

「訂正を行わない理由」に「…公開請求に係る評価・判断を記載したものであり…」とあるが、事実でなく誤っているため。

北区が私の障害等級認定について具体的・論理的説明をするのが困難なため、不正に誤った理由をもって、訂正請求不承認としたことが明白である。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件決定1及び本件決定2について

(1) 本件請求1に至る経過

審査請求人は、平成23年度に自身が行った身体障がい者手帳交付申請に対する等級認定（以下「当該認定」という。）に不服があり、当該認定についての異議申立を行ったものの、棄却されたことから、情報公開請求、保有個人情報開示請求等の手段により、身体障がい者手帳認定の制度や当該認定の考え方をはじめ、その認定についての実施機関における事務手続きの流れ、実施機関の担当職員の職歴というように範囲を拡大し、説明を求めている。

実施機関においてはこの審査請求人の求めに対し、長時間を費やし説明を尽くしてきたが、審査請求人は自己の解釈と合致しないことから、同様の求めを繰り返している状況であった。

そのため、実施機関は平成 30 年 3 月から公開請求について権利の濫用として却下するとともに、審査請求人に対し説明の申出があっても面談による対応は行わないこととした。

その後、平成 30 年 6 月及び 7 月に審査請求人から開示・公開請求に対する決定内容について説明の日程調整を求める文書が提出されたことを受け、その回答文書として審査請求人へ既に説明は尽くしており、面談での対応は行わない旨を伝達し、質問等がある場合には文書により提出するよう依頼する文書（以下「本件文書」という。）を送付したものである

## (2) 本件決定 1 及び本件決定 2 の妥当性について

審査請求人は実施機関がこれまで行ってきた説明に納得できないことから本件請求を行っているものと考えられるが、審査請求の理由として、審査請求人が求める説明は行われていないにも関わらず、本件文書中に「すでに説明は尽くしている」との記載（以下「本件記載」という。）がある旨主張している。

本件文書は上記(1)のとおり審査請求人からの求めに対する本市の回答文書であり、本件記載は、審査請求人からの説明の求めに対し、実施機関が面談での対応を行わないと判断した理由であることから、本件請求 1 において審査請求人が訂正を求める箇所（以下「本件訂正請求箇所 1」という。）は、実施機関の判断、見解等を記載したものであるといえる。

したがって、本件訂正請求箇所 1 は、条例第 28 条第 1 項の「事実」には該当しないことから、本件決定 1 及び本件決定 2 を行ったものである。

## 2 本件決定 3 について

### (1) 本件請求 2 に至る経過

審査請求人からの公開請求 3 件に対し、「本件公開請求者からの障がい認定審査についての不服に端を発する公開請求は、これまでの経緯を総合的に勘案すると、真に公文書の公開を求めているものとは解されず、実施機関の業務遂行を著しく停滞させるものであって、情報公開制度の趣旨から著しく乖離するものであり、権利の濫用に該当するため。」との理由を付して公開請求却下決定（以下「本件却下決定」という。）を行った。

### (2) 本件決定 3 の妥当性について

審査請求人が本件請求 2 において訂正を求めている理由は、「審査請求事務の遅延に関する確認が目的でありそもそも却下理由が当てはまるものでない」及び「(却下) 理由そのものが不正である」の 2 点である。

審査請求人は本件却下決定に納得できないことから、本件請求 2 において審査請求人が訂正を求める箇所（以下「本件訂正請求箇所 2」といい、本件訂正請求箇所 1 とあわせて「本件各訂正請求箇所」という。）は事実ではないと主張し、本件請求 2 を行っているものと考えられるが、本件訂正請求箇所 2 は、公文書の公開請求の

却下についての北区役所の評価・判断を記載したものであり、客観的に判断できる「事実」ではない。

したがって、本件訂正請求箇所2は、条例第28条第1項の「事実」に該当しないものとして、本件決定3を行ったものである。

## 第5 審議会の判断

### 1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民に実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める具体的な権利を保障し、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることによって、市民の基本的な人権を擁護し、市政の適正かつ円滑な運営を図ることにある。したがって、保護条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する市民の権利を十分に尊重する見地から行わなければならない。

### 2 争点

実施機関は、本件各請求について、本件各訂正請求箇所が条例第28条第1項に規定する「事実」に該当しないことを理由に本件各決定を行ったのに対して、審査請求人は、本件各決定を取り消し、訂正することを求めて争っている。

したがって、本件各審査請求における争点は、本件各決定の妥当性である。

### 3 本件各決定の妥当性について

(1) 条例第28条第1項では、「何人も、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないとするときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正（追加又は削除を含む。以下同じ。）を請求することができる。」と規定している。

ここで、「事実」とは、氏名、住所、性別、生年月日、年齢、家族構成、学歴、日時、金額、面積等客観的に判断できる事項をいうものと解される。

(2) 当審議会において、本件各訂正請求箇所を見分したところ、本件請求1において審査請求人が訂正を求めている保有個人情報は、公文書の公開請求及び保有個人情報の開示請求に係る審査請求人への対応についての実施機関の見解が記載されており、本件請求2において審査請求人が訂正を求めている保有個人情報は、実施機関が審査請求人に行った行政処分に係る通知書に記載された当該行政処分に係る理由が記載されており、いずれも実施機関がその判断に基づき記載する、実施機関の判断、見解、評価等に係るものであると認められた。

したがって、本件各請求において訂正を求める保有個人情報は、審査請求人が主張した証拠書類について訂正請求の内容が事実と合致することを証する資料であるか否かを判断するまでもなく、条例第28条第1項に規定する「事実」には該当しない。

(3) 審査請求人は、ほかにも縷々主張するが、これらはいずれも当審議会の上記判断

を左右するものではない。

#### 4 答申に至る手続について

本件各決定の妥当性の判断に当たって、当審議会は、前記3のとおり、審査請求人が訂正を求めている保有個人情報、条例第28条第1項に規定する「事実」に該当するか否かを判断したものであって、その他の審査請求人の意見は当審議会の判断を左右するものではなかったことから、本件各審査請求については、条例第61条第1項ただし書の規定により意見陳述を実施せず、答申に至った。

#### 5 結論

以上により、第1記載のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 金井美智子、委員 村田尚紀、委員 玉田裕子、委員 上田健介

(参考) 答申に至る経過

平成30年度諮問受理第9号、第10号及び第11号

年 月 日	経 過
平成31年1月25日	諮問書の受理（平成30年度諮問受理第9号及び第10号）
平成31年2月8日	諮問書の受理（平成30年度諮問受理第11号）
令和元年11月26日	実施機関から意見書の收受（平成30年度諮問受理第9号、第10号及び第11号）
令和3年1月27日	調査審議
令和3年2月17日	調査審議
令和3年3月3日	審査請求人から意見書の收受
令和3年3月11日	調査審議
令和3年4月27日	答申